

会員ニュース

2016. 2 (新-59号)
一般社団法人日本電気管理技術者協会
事務局編集

天変地異にはもう慣れっこになっていたつもりが、この春のお天気には戸惑うばかりです。皆様におかれましては、2～3ヶ月にも匹敵する気温変動にご注意のほどお願い申し上げます。

さて、「親方」アメリカで賑わう大統領予備選、「穏健保守」か「排斥上等」か、はたまた「初の女性」か「格差是正」か、興味津々の事務局より「会員ニュース(59号)」をお届けします。



(2016年2月、練馬区 開花を待つもくれん)

ジョーカーが 切り札(トランプ)となる 夢の国

今月は川柳1句 (あぁ憧れのアメリカンドリームよ今や遠くになりけり)

1. 1月29日、経産省のHPに「『電力の小売営業に関する指針』を制定しました」が掲載されました。

経済産業省は、電力取引監視等委員会の嫌疑を踏まえ、4月からの小売り全面自由化に向け、電気の需要家の保護の充実等を図るため、小売電気事業者による需要家への適切な情報提供の方法等について定めた「電力の小売営業に関する指針」を制定しましたのでお知らせします。
とのことです。

詳細は、資料「電力の小売営業に関する指針」をご参照ください。

なお、「～指針」の本文は51頁になりますので、必要な方は事務局へご請求いただくか、経産省のHPで入手ください。

2. 2月12日、経産省のHPに「改正電気事業法(第2弾)の施行に伴う関係政令の整備等を措置する政令が閣議決定されました」が、続いて2月19日に「同(第3弾)施行期日を定める政令等が閣議決定されました」が掲載されました。

形成26年の通常国会で成立した、電気の小売業への参入の全面自由化等を内容とする電気事業法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行に向けて、改正法の施行に伴い改正が必要な関係政令を整備し、改正法の施行に必要な経過措置を定める政令が、本日閣議決定されました。
とのことです。

詳細は、資料「改正電気事業法(第2弾)～(第3弾)」をご参照ください。

3. 同じく、2月12日「国民生活センターと消費者保護のための協定を締結しました」が掲載されました。

本年4月の電力小売りの全面自由化の実施に向け、消費者がとトラブルに巻き込まれない環境をつくるため、本日、電力取引監視等委員会(以下「委員会」という。)が、独立行政法人国民生活センターと消費者保護のための連携協定を締結しました。
また、自由化の実施に向けた消費者保護のための、同委員会としての更なる取組について、あわせて公表します。
とのことです。

詳細は、資料「消費者保護のための協定～」をご参照ください。

4. 「一般社団法人日本電気管理技術者協会 第3回定期総会」の予定をお知らせします。

先日開催しました役員会で、「定期総会」を以下の予定で執り行うことといたしました。
会員の皆様におかれましてはお忙しいことと存じますが、今からご都合を調整していただきまして当日は是非ともご出席のほどお願い申し上げます。
なお、詳細及び総会文書は追ってお知らせしてまいります。

5月18日(水) 「YRイベントホール」
(池袋駅徒歩1分? 毎回好評の会場を今年も確保予定です)
11:00 より 「定期総会」
(会員の皆様は全員ご出席をお願いします)
12:30 より 「懇親会」
(今回も、昼食会として企画しました)

平成 28 年 1 月 29 日

資源エネルギー庁

「電力の小売営業に関する指針」を制定しました

経済産業省は、電力取引監視等委員会の建議を踏まえ、4 月からの小売全面自由化に向け、電気の需要家の保護の充実等を図るため、小売電気事業者による需要家への適切な情報提供の方法等について定めた「電力の小売営業に関する指針」を制定しましたのでお知らせします。

本年 4 月 1 日より、電気の小売業への参入が全面自由化され、家庭や商店も含む全ての需要家が、電力会社や料金メニューを自由に選択できるようになります。

これに伴い、4 月以降に電気を小売する事業者（小売電気事業者）の事前登録が進められていますが、様々な事業者が電気事業に参入に当たり、電気の需要家の保護の充実を図り、需要家が安心して電気の供給を受けられるようにするとともに、電気事業の健全な発達を図るためには、小売電気事業者等が電気事業法及びその関係法令を遵守することを促すことが重要です。

経済産業省では、1 月 22 日付けで電力取引監視等委員会から、電気事業法第 66 条の 13 第 1 項の規定に基づく「電力の小売営業に関する指針」の制定について建議を受けたことを踏まえ、同指針を制定しました。

（本発表資料のお問い合わせ先）

資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力市場整備室長 小川

担当者：大能、下須賀、山口

電話：03-3501-1511(内線 4741～6)

03-3501-1748(直通)

03-3580-8485(FAX)

平成 28 年 2 月 12 日

資源エネルギー庁

改正電気事業法(第 2 弾)の施行に伴う関係政令の 整備等を措置する政令が閣議決定されました

平成 26 年の通常国会で成立した、電気の小売業への参入の全面自由化等を内容とする電気事業法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行に向けて、改正法の施行に伴い改正が必要な関係政令を整備し、改正法の施行に必要な経過措置を定める政令が、本日閣議決定されました。

1. 改正法について

改正法は、電力システム改革の第 2 段階として、電気の小売業への参入の全面自由化等に係る規定を整備しました。改正法は、平成 26 年の通常国会において成立し、本年 4 月 1 日に施行されます。

2. 閣議決定された政令案の概要

(1) 改正法の施行に伴う関係政令の整備

改正法による改正前の電気事業法においては、電気事業の類型は「一般電気事業」、「特定規模電気事業」等と規定されていましたが、改正法による改正後の電気事業法においては、「小売電気事業」、「一般送配電事業」等に変更されるため、改正前の電気事業の類型を引用している政令の改正等を措置しました。

(2) 改正法の施行に必要な経過措置の制定

改正法の施行後すぐに行われる一般送配電事業者の会社分割を円滑に実施することができるようするため、改正法の施行日前においても、会社分割に必要な経済産業大臣の認可を受ける手続を可能とする経過措置等を定めました。

(本発表資料のお問合せ先)

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課長 畠山

担当者:大瀧、加藤、住田

電話:03-3501-1511(内線 4731~4735)

03-3501-1746(直通)

03-3501-3675(FAX)

平成 28 年 2 月 19 日
資源エネルギー庁

改正電気事業法(第3弾)の施行期日を定める政令等が閣議決定されました

平成 27 年の通常国会で成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)について、電力取引監視等委員会の所管業務にガス事業及び熱供給事業を追加し、熱供給事業に係る規制の合理化を措置する規定等の施行期日を定めるとともに、当該規定の施行に伴い改正が必要な関係政令を整備し、改正法の施行に必要な経過措置等を定める政令が、本日閣議決定されました。

1. 改正法について

改正法は、電力システム改革の第3段階として平成 27 年の通常国会において審議され、同年 6 月に成立しました。改正法第 2 条、第 4 条、第 7 条又は第 14 条等においては、電力取引監視等委員会の所管業務にガス事業及び熱供給事業を追加し、熱供給事業に係る規制の合理化等を措置するための規定が定められています。

2. 閣議決定された政令案の概要

(1)改正法の一部の施行期日を定める政令

電力取引監視等委員会の所管業務にガス事業と熱供給事業を追加し、これに伴い名称を「電力・ガス取引監視等委員会」に変更するとともに、熱供給事業に係る規制の合理化(供給義務及び料金規制の廃止)を実施する規定等の施行期日を、平成 28 年 4 月 1 日と決めました。

(2)改正法の一部の施行に伴う関係政令の整備を行う政令

改正法の一部の施行に伴い、以下のとおり、関係政令を整備しました。

- ・電力取引監視等委員会がガス事業又は熱供給事業に係るあっせん・仲裁を行うために必要な規定等を整備しました。
- ・電力取引監視等委員会の名称が「電力・ガス取引監視等委員会」に変更されることに伴い、当該名称を引用する政令を改正しました。
- ・熱供給事業に係る規制の合理化に必要な規定の改正を行いました。

(3)改正法の施行に伴う経過措置等を定める政令

改正法の一部の施行の際現に熱供給事業を営んでいる事業者であって、大臣に指定された供給区域を担当する者に対して、改正法による改正前の熱供給事業法を適用するため、同法の技術的読替え等を決めました。

(本発表資料のお問合せ先)
資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課長 畠山
担当者:大瀧、加藤、住田
電話:03-3501-1511(内線 4731~4735)
03-3501-1746(直通)
03-3501-3675(FAX)

平成 28 年 2 月 12 日



国民生活センターと消費者保護のための協定を締結しました

本年 4 月の電力小売の全面自由化の実施に向け、消費者がトラブルに巻き込まれない環境をつくるため、本日、電力取引監視等委員会（以下「委員会」という。）が、独立行政法人国民生活センターと消費者保護強化のための連携協定を締結しました。

また、自由化の実施に向けた消費者保護のための、同委員会としての更なる取組について、あわせて公表します。

1. 国民生活センターとの連携協定の締結について（参考 1）

自由化の実施に伴い、消費者が事業者との間での契約トラブルや悪質な事業者による詐欺行為などによるトラブルに巻き込まれるのを防止するための施策をこれまで以上に強化するため、委員会が国民生活センターと相互に連携・協力した対策を実施することを旨とする「電力小売全面自由化の実施に伴う消費者トラブル防止施策強化のための連携協定」を締結しました。

今後、本協定に基づき、国民生活センター等に寄せられたトラブル情報について、それに対するアドバイスも含め、原則連名で公表するなど、必要な対策を実施してまいります。

2. 自由化に関する消費者からの相談事例について（参考 2）

自由化の実施に向け、各事業者の営業活動が本格化する中、国民生活センター等には自由化に関する消費者からの相談が寄せられているところ、そうした相談事例を紹介すると共に、消費者へのアドバイスを提供します。

3. 電力自由化に向けた消費者保護戦略パッケージ（参考 3）

自由化の実施に向けた消費者トラブル防止のための注意喚起や必要な手続き等の知識の普及のための取組に関する戦略パッケージを電力取引監視等委員会が公表します。

今後、本パッケージに基づき、「1.」の国民生活センターとの連携協定による消費者保護対策を実施するほか、

- ・ 消費者をターゲットにした全国各地の集客施設での電力自由化に関する広報イベント「電力自由化キャラバン」を実施するほか、
 - ・ 自由化開始前後の3月下旬から4月の中旬にかけて、電力自由化に関するコールセンターとは別に、平日夜間及び休日の電話相談窓口「駆け込み寺」を設置する、
- など、必要な取組を実施してまいります。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力取引監視等委員会 事務局 総務課長 岸

担当者:神崎(こうざき)、岩男(いわお)

電話:03-3501-1511(内線 4361~4)

03-3501-1529(直通)

03-3501-1540(FAX)

電 力 取 引 監 視 等 委 員 会

電力自由化に向けた消費者保護戦略パッケージ

<目的>

4月に迫る電力小売の全面自由化の実施に向け、消費者トラブルを防止するための消費者に対する注意喚起及びスイッチングに必要な手続き等の知識の普及

これまでの取組

●各種説明会の開催

ブロック別説明会(全国10エリア実施済)、都道府県別説明会(消費者庁と協力、50回程度)、消費者団体・企業での説明会(30回程度)



●ポスター・パンフレットの配布・掲示

ポスター2.5万部、パンフレット15万部作成、各都道府県等に配送済

- ・全国の百貨店・スーパーで配布・掲示
- ・東京メトロ駅構内にも掲示(2/10~16)



●専用コールセンターの開設

平均30件/日の入電。消費者からの自由化に関する相談や問い合わせ等に対応。



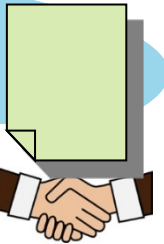
このほか

- ・関連WEBページの開設(Q&A、相談窓口、60秒解説、バナー、自由化早わかり等のコンテンツを用意)
- ・経済産業省外壁への懸垂幕の掲示(1/19~6/30)
- ・1,700市町村への情報提供

「消費者保護戦略パッケージ」(今後の取組)

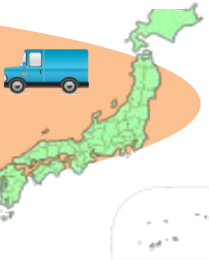
●電力取引監視等委員会と独立行政法人国民生活センターとの連携協定の締結

- ・消費者から寄せられる契約トラブル等の情報を随時共有。それに対するアドバイスを含め情報を共同で公表するとともに、全国津々浦々の消費生活センターへ情報を発信
- ・国民生活センターと連携した研修会・勉強会を随時実施
- ・トラブル情報を踏まえた小売事業に係るルールのあり方の検討



●電力自由化キャラバン

- ・消費者をターゲットに、イベントホール、商店街、ショッピングセンターなどの集客施設で広報イベントを開催(30箇所以上)。
- ・第1回は、2月29日(月)に中延商店街(東京都品川区)で開催。



●集中相談期間の設定(「駆け込み寺」の設置)

自由化開始前後の3月下旬~4月中旬にかけて、コールセンターとは別に、平日夜間及び休日も電話相談を実施。



●法的トラブル解決のための情報提供(3月から実施予定)

日本司法支援センター(法テラス)のコールセンター、全国の事務所(61箇所)での情報提供

●県民・市民向け広報紙等を通じた情報発信(各都道府県・市区町村)

●ブロック紙への広報記事の掲載

●広報動画等を使った情報発信

内閣広報室、政府広報室と連携し、LINE・TwitterといったSNSなど、様々な媒体を通して情報を発信

●関連WEBページの拡充

切り替えを検討する際の留意ポイントの紹介などコンテンツを拡充